

郵送での要介護認定等に係る情報提供について

要介護認定等に係る情報提供について、潟上市外の事業者の方の申込については郵送でも承ります。

費用は令和4年3月1日より無料となりました。なお、返信は簡易書留郵便とし、その料金は申込者の負担となります。

1. 郵送での申込に必要なもの

(1) 介護保険要介護・要支援認定情報提供申込書

(2) 情報提供申込者の身元証明書の写し（いずれか一つ）

介護支援専門員証、運転免許証、社員証、職員証等

(3) 情報提供申込者が事業所に所属していることの証明の写し（いずれか一つ）

社員証、職員証、契約書等

※市から事業所へ電話確認する場合があります。

(4) 情報提供申込事業者と被保険者の契約関係を確認できるもの（いずれか一つ）

居宅サービス計画依頼書、被保険者証の写し、サービス提供契約書の写し等

(5) 返信用封筒

簡易書留郵便で送付するため、長3の定型封筒に460円分の切手を貼り、返信用封筒に記載する返送先は、事業者名だけでなく、情報提供申込者名まで記入してください。

※申請件数が複数になった場合は、料金が変更となりますので、事前に健康長寿課長寿支援班（018-853-5323）にお問い合わせください。

2. 情報提供申込先

上記(1)～(5)を下記宛に郵送願います。

〒010-0201

秋田県潟上市天王字棒沼台 226 番地 1

潟上市役所 健康長寿課 長寿支援班 宛

3. その他

資料はケアプラン作成のために使用する場合のみ提供いたします。遵守事項に違反した場合は、その後の情報提供を行わないことがあります。